

## 林業技能向上促進事業実施要領

この要領は、熊本県林業従事者育成基金（以下、「基金」という。）が「熊本県豊かな森林づくり人材育成事業」のうち、「林業技能向上促進事業（林業技能検定受検料助成）（以下「事業」という。）」を実施するため、必要な事項について定める。

### 第1条 事業の目的

林業は、多様な自然条件下で正確かつ安全に作業を行う必要があり、高度な技能や専門的知識を必要とすることから、職業能力開発促進法に規定される技能検定（林業職種）（以下、「林業技能検定」という。）が令和6年度に追加された。林業技能検定を通じて林業従事者が持つ高度な技能及び専門的知識を高めることにより、労働災害の未然防止及び生産性の向上等を図り、林業従事者の就労環境改善を図ることを目的とする。

### 第2条 事業の内容及び助成要件等

#### 1 事業の内容

厚生労働大臣指定試験機関一般社団法人林業技能向上センターが実施する林業技能検定試験（以下、「林業技能検定試験」という。）を受検する林業従事者（以下、「受検者」という。）を有する林業事業体に対し、受検者が支払う受検手数料を助成する。

#### 2 事業実施主体

熊本県内の林業事業体とする。なお、法人格の有無は問わないが、個人事業主にあつては、所得税法に基づく開業届を提出している事業体とする。

#### 3 助成金の額

基金は、事業実施主体に対し、受検者が支払う林業技能検定試験の受検手数料経費について別表1の金額を上限に助成する。

#### 4 助成にあたっての要件

次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 受検者は、林業事業体の林業従事者であること。
- (2) 受検者は、林業技能検定試験の学科試験及び実技試験の両方を受検すること。

ただし、林業技能検定試験で定める免除規定を受ける場合、受検する必要がある試験区分を受検すること。

- (3) 受検者は、別に基金が行う林業技能向上研修会のうち知識に関する研修を1日以上かつ伐倒技術等に関する基礎研修を1日受講すること。

なお、林業技能向上研修会の講師をする者が受検する場合は、知識に関する研修を1日以上受講し、伐倒技術等に関する基礎研修は基金が指定する事前研修会等への出席に替えることができる。

### 第3条 事業実施の計画

#### 1 事業計画承認申請

事業を実施しようとする林業事業体は、基金理事長（以下、「理事長」という）が別に定める日までに、事業計画承認申請書（別記第1～2号様式）に必要な添付資

料を添えて理事長に提出するものとする。

## 2 事業計画承認

理事長は、事業計画承認申請書を受理し、審査のうえ適当と認めるときは、当該申請者に対して計画承認通知（別記第3号様式）をするものとする。

## 第4条 助成金交付申請及び助成金の額の確定

### 1 助成金交付申請

第3条の2の承認を受けた者は、助成金交付申請書（別記第4～5号様式）に必要な添付資料を添えて理事長に提出するものとする。

### 2 助成金交付決定及び助成金の額の確定

理事長は、前項の助成金交付申請書を受理し、審査のうえ助成することが適当と認めるときは、当該申請者に対して予算の範囲内で交付決定及び交付確定通知（別記第6号様式）をするものとする。

## 第5条 助成金の請求等

### 1 助成金の請求書

第4条の助成金の額の決定を受けた者は、助成金請求書（別記第7号様式）により請求するものとする。

### 2 助成金の支払い

理事長は、前項の請求書を受理したときは、請求書を審査の上支払うものとする。

## 第6条 助成金の返還

理事長は、助成金を交付した年度の翌年度から起算して5年以内に、基金の助成事業の趣旨、目的に反し不正又は虚偽の申請が認められたときは、既に交付した助成金の一部又は全部について返還を求めることができる。

## 第7条 雑則

1 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

## 付則

（施行日） 1 この要領は、令和6年11月8日から施行する。